

和解に関する急決専決処分報告について（経済戦略局関係）

建物明渡等請求控訴事件の和解について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めらる。

平成26年2月14日

大阪市長 橋 下 徹

和解成立の日、当事者及び事件名	事 件 概 要
1 平成26年1月24日 2 控 訴 人 大 阪 市 被控訴人 財団法人 大阪皮革 産業会館 利害関係人 大阪靴メ ーカー協 同組合 ほか2名 3 大阪高等裁判所 平成25年（ネ）第 1207号建物明渡等請 求控訴事件	本市は、浪速区戎本町1丁目8番20号所在の大阪皮革産業会館（以下「本件建物」という。）を賃貸借契約の期間満了後も明け渡さない被控訴人に対し、本件建物の明渡し及び損害金の支払を求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて、被控訴人及び本件建物の転借人である利害関係人らは平成27年2月28日までに本件建物を明け渡すとともに、被控訴人は本市に対し損害金として金5,600,000円を支払い、本市は被控訴人及び利害関係人らに対し解決金として金53,500,000円を支払うことで和解が成立したものである。

(参 考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略